



2022年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社トール・日レスホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 星野 正則  
(コード番号 3087 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 常務取締役 竹林 基哉  
(TEL:03-5459-9178)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2020年5月25日開催の「第13期定時株主総会」におきまして、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を決議いただき導入しております。また、本日2022年4月14日付の「監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の変動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2022年5月25日開催予定の第15期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に関する議案を改めて付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

### 1. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)及び当社グループ会社の取締役に対して、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との価値共有をより一層促進するための報酬体系を構築するために、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度として導入するものです。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式交付のために金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件と致します。なお、2008年5月29日開催の第1期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億6,000万円以内(うち社外取締役分2,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

また、2020年5月25日開催の第13期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

当社は、本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の額について付議するとともに、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として設定することにつき、付議することといたします。

## 2. 本制度の概要

本制度は、原則として事業年度ごとに、対象取締役に対してその職責等に応じた譲渡制限付株式を付与するための報酬(以下、「本株式報酬」といいます)を支給し、本株式報酬として付与した金銭報酬債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 110,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます)の発行また処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結致します。譲渡制限付株式割当契約では、対象取締役は、割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡または担保権の設定その他の処分をしてはならないことが定められます。

本制度においては、かかる譲渡制限は、継続勤務を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、一定の事由が生じた場合には、無償で当社が譲渡制限付株式を取得する仕組みと致します。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定致します。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の子会社の取締役に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以上